

定 款

一般財団法人 同愛会

一般財団法人同愛会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人同愛会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県前橋市昭和町三丁目39番15号群馬大学医学部附属病院内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国立大学法人群馬大学における医学研究を奨励助成し、同時に附属病院の患者に対する支援を行うとともに利便性の高い療養空間を提供し、かつ、職員及び学生の学事研修等に便宜を与え、もって医学の振興と社会文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 医学研究の奨励及び助成事業
- (2) 医学部及び附属病院運営助成事業
- (3) 患者支援事業
- (4) 職員及び学生に対する学事研修事業
- (5) 入院患者用食事供給事業
- (6) 群馬大学への助成事業
- (7) 入院療養に必要不可欠の諸施設の便宜の供与事業
- (8) 保険薬局事業
- (9) 昭和地区駐車場管理運営委員会受託事業
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産及び評議員会で基本財産とすることを決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第9条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、それぞれ議決について特別の利害関係を有する理事及び評議員を除く理事及び評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(剰余金の分配)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(定数)

第11条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからハまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

- ニ　口又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ　口からニまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2)　他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員3分の1を超えないものであること。
- イ　理事
 - ロ　使用人
 - ハ　当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ　次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）
 - ①　国の機関
 - ②　地方公共団体
 - ③　独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④　国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤　地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥　特殊法人又は認可法人
- 3　評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4　評議員に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(任期)

- 第13条　評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3　増員により選任された評議員の任期は、他の評議員の任期の満了する時までとする。
- 4　評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第14条　評議員に対して、評議員会において別に定める役員等の報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章　評議員会

(構成)

- 第15条　評議員会は、すべての評議員によって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等
- (3) 役員等に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定期評議員会として毎年1回6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員会は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から互選により選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員三分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長、理事長及び出席した評議員の中から議長が指名する者1名及び出席した理事の中から選任された者1名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員及び顧問

(役員)

第23条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事の内1名を理事長とする。また、理事長補佐のため常務理事1名を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるときは、その業務執行に係る職務を代理し、理事長が欠けたときはその業務執行に係る職務を行う。
- 4 常務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 5 理事長及び常務理事は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 前2項のほか監事は、法令に定められた職務を行うことができる。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事又は監事の任期は、他の理事又は監事の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第23条第1項に定める定足数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
(解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める役員等の報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問の設置)

第30条 この法人に任意の機関として顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応ずること。

(2) 理事会からの諮問事項に対して参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、無報酬とする。

第7章 理事会

(理事会)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(4) その他法令又はこの定款で理事会の職務とされた事項

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、理事会において、出席した理事の中から互選により議長を選出する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の議決によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国立大学法人群馬大学に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合には、官報に掲載する方法による。

(備付け書類及び帳簿)

第43条 この法人の主たる事務所には、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならぬ。

- (1) 定款
- (2) 評議員会及び理事会の議事録

- (3) 事業計画及び収支予算の書類
- (4) 事業報告及び決算の書類
- (5) 公益目的支出計画実施報告書
- (6) 監査報告書
- (7) 役員等の報酬等規定
- (8) その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項に規定する書類及び帳簿は、次の各号に掲げる期間備え置かなければならない。

- (1) 第1号の書類 永年
- (2) 第2号の書類 議事録については、評議員会及び理事会の日から10年間
- (3) 第3号の書類 当該書類の事業年度の末日までの間
- (4) 第4号の書類 定時評議員会の日の2週間前の日から5年間
- (5) 第5号の書類 定時評議員会の日の2週間前の日から5年間
- (6) 第6号の書類 定時評議員会の日の2週間前の日から5年間
- (7) 第7号の書類 当該書類作成後5年間
- (8) 第8号の書類及び帳簿 法令で定める期間

3 第1項に掲げる書類及び帳簿の閲覧等については、法令の定めによるものほか、次条第2項の定めるところによるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第44条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第45条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により別に定める。

第12章 補 則

(委 任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、堀内龍也とする。

別 表 基本財産 (第5条関係)

財 产 种 别	場 所 ・ 数 量 等
定期預金（群馬銀行豊町支店）	50,000,000円

附 則

この定款は、平成25年6月26日から施行する。

(改正条文：第4条第1項第2号、第17条、第25条第5項、第33条)

附 則

この定款は、平成26年3月19日から施行する。

(改正条文：第4条第1項第6号)

附 則

この定款は、令和4年3月25日から施行する。